

改正案	現行
<p>目次 (現行のとおり)</p> <p>第一条 (現行のとおり)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (現行のとおり)</p> <p>一から四の三まで (現行のとおり)</p> <p>(削る)</p> <p>四の四 (現行のとおり)</p> <p>四の五 気候変動 地球温暖化その他の気候の変動をいう。</p> <p>五から十三まで (現行のとおり)</p> <p>第三条から第十七条の二十二まで (現行のとおり)</p> <p>(建築主等の責務)</p> <p>第十八条 建築主等(建築物の新築等をしようとする者(以下「建築主」という。))並びに自らが定めた建築物の構造及び設備に関する規格に基づく建築物(以下「規格建築物」という。))を新たに建設する工事を業として請け負う者(以下「建設請負事業者」という。))をいう。次条第一項において同じ。))は、同項に規定する指針で定めるところにより、当該建築物及びその敷地(以下「建築物等」という。))に係るエネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換、資源の適正利用、生物の多様性の保</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一から四の三まで (略)</p> <p>四の四 ヒートアイランド現象 エネルギーの消費に伴う人工排熱の増加、地表面の被覆の変化等により、地域的に地表及び大気の温度が高くなる現象をいう。</p> <p>四の五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五から十三まで (略)</p> <p>第三条から第十七条の二十二まで (略)</p> <p>(建築主の責務)</p> <p>第十八条 建築物の新築等をしようとする者(以下「建築主」という。))は、当該建築物及びその敷地(以下「建築物等」という。))に係るエネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全、ヒートアイランド現象の緩和及び再生可能エネルギーの利用について必要な措置を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。</p>

全、気候変動への適応並びに電気を動力源とする自動車に充電する設備（以下「電気自動車充電設備」という。）の整備（以下これを「建築物等に係る環境配慮」という。）について必要な措置を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 新築の建築物の購入又は賃借をしようとする者は、当該建築物等に係る環境配慮について理解を深め、環境への負荷の低減に努めなければならない。

（配慮指針の作成等）

第十九条 知事は、建築主等が、当該建築物等に起因する環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換、資源の適正利用、生物の多様性の保全並びに気候変動への適応に係る措置について配慮すべき事項、当該措置についての取組状況の評価、エネルギーの使用の合理化に関する性能の基準（以下「省エネルギー性能基準」という。）に適合するための措置、誘導すべき省エネルギー性能基準、再生可能エネルギー利用設備設置基準（以下「再生可能エネルギー利用設備設置基準」という。）に適合するための措置、誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準、電気自動車充電設備の整備に係る基準（以下「電気自動車充電設備整備基準」という。）に適合するための措置、誘導すべき電気自動車充電設備整備基準その他の事項についての指針（以下「配慮指針」という。）を定めるものとする。

2及び3 （現行のとおり）

4 知事は、新築の建築物の購入又は賃借をしようとする者が、当該建築物等に起因する環境への負荷の低減を図るため、当該者に

（新設）

（配慮指針の作成）

第十九条 知事は、建築主が、当該建築物等に起因する環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る措置について配慮すべき事項、当該措置についての取組状況の評価、エネルギーの使用の合理化に関する性能の基準（以下この節において「省エネルギー性能基準」という。）に適合するための措置、再生可能エネルギーの利用に係る措置に関する検討方法その他の事項についての指針（以下「配慮指針」という。）を定めるものとする。

2及び3 （略）

（新設）

対し、建築物等に係る環境配慮に関する情報の提供を行うものとする。

(配慮指針に基づく環境配慮の措置)

第二十条 規則で定める規模以上の建築物（規則で定める種類の建築物を除く。以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、当該特定建築物及びその敷地（以下「特定建築物等」という。）について、配慮指針に基づき適切な環境への配慮のための措置を講じなければならない。

(削る)

(特定建築物における省エネルギー性能基準の順守)

第二十条の二 特定建築主は、配慮指針で定めるところにより、当該特定建築物（規則で定める用途の部分に限る。）について、規則で定める省エネルギー性能基準に適合するよう措置を講じなければならない。

(特定建築物等における再生可能エネルギー利用設備設置基準の順守)

第二十条の三 特定建築主は、配慮指針で定めるところにより、当該特定建築物（規則で定める種類の建築物を除く。）及びその敷地について、規則で定める再生可能エネルギー利用設備設置基準に適合するよう措置を講じなければならない。

(配慮指針に基づく環境配慮の措置)

第二十条 規則で定める規模以上の建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、当該特定建築物及びその敷地（以下「特定建築物等」という。）について、配慮指針に基づき適切な環境への配慮のための措置を講じなければならない。

(再生可能エネルギーの利用に係る措置の検討)

第二十条の二 特定建築主は、配慮指針に基づき、特定建築物等について、再生可能エネルギーの利用に係る措置の検討を行わなければならない。

(省エネルギー性能基準の順守)

第二十条の三 特定建築主は、配慮指針で定めるところにより、当該特定建築物（規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。）について、規則で定める省エネルギー性能基準に適合するよう措置を講じなければならない。

(新設)

(特定建築物等における電気自動車充電設備整備基準の順守)

第二十条の四 特定建築主は、配慮指針で定めるところにより、当該特定建築物等について、規則で定める電気自動車充電設備整備基準に適合するよう措置を講じなければならない。

(建築物環境計画書の作成等)

第二十一条 特定建築主は、規則で定めるところにより、特定建築物等について、次に掲げる事項を記載した環境への配慮のための措置についての計画書(以下「建築物環境計画書」という。)を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

一から三まで (現行のとおり)

四 エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換、資源の適正利用、生物の多様性の保全並びに気候変動への適応に係る環境への配慮のための措置

五 (現行のとおり)

(削る)

六 第二十条の二の規定による省エネルギー性能基準に対する適合状況

七 第二十条の三の規定による再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況

八 前条の規定による電気自動車充電設備整備基準に対する適合状況

九 (現行のとおり)

(新設)

(建築物環境計画書の作成等)

第二十一条 特定建築主は、規則で定めるところにより、特定建築物(規則で定める種類の建築物を除く。)及びその敷地について、次に掲げる事項を記載した環境への配慮のための措置についての計画書(以下「建築物環境計画書」という。)を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

一から三まで (略)

四 エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る環境への配慮のための措置

五 (略)

六 第二十条の二の規定による再生可能エネルギーの利用に係る措置に関する検討状況

七 省エネルギー性能基準に対する適合状況

(新設)

(新設)

八 (略)

(建築物環境計画書の任意提出)

第二十一条の二 (現行のとおり)

2 第二十条の規定は、前項の規定により建築物環境計画書を提出する者について準用する。

(建築物環境計画書の公表)

第二十一条の三 知事は、第二十一条又は前条第一項の規定による建築物環境計画書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(建築物環境計画書の変更等の届出)

第二十二条 第二十一条又は第二十一条の二第二項の規定により建築物環境計画書を提出した建築主は、当該建築物環境計画書を提出してから当該建築物等に係る工事が完了するまでの間に、第二十一条第一号又は第三号から第九号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

2 (現行のとおり)

3 知事は、第一項の規定による届出があつたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(工事完了の届出等)

第二十三条 (現行のとおり)

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(表示基準及び評価書作成基準の作成)

(建築物環境計画書の任意提出)

第二十一条の二 (略)

2 第二十条及び第二十条の二の規定は、前項の規定により建築物環境計画書を提出する者について準用する。

(建築物環境計画書の公表)

第二十一条の三 知事は、第二十一条又は前条第一項の規定による建築物環境計画書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、その概要を公表することができる。

(建築物環境計画書の変更等の届出)

第二十二条 第二十一条又は第二十一条の二第二項の規定により建築物環境計画書を提出した建築主は、当該建築物環境計画書を提出してから当該建築物等に係る工事が完了するまでの間に、第二十一条第一号又は第三号から第八号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。

2 (略)

3 知事は、前二項の規定による届出があつたときは、規則で定めるところにより、その概要を公表することができる。

(工事完了の届出等)

第二十三条 (略)

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、規則で定めるところにより、その概要を公表することができる。

(表示基準及び評価書作成基準の作成)

第二十三条の二 (現行のとおり)

2 知事は、特定建築物(住居の用に供する部分以外の規則で定める用途の部分に限る。)及びその敷地(以下「非住宅用途特定建築物等」という。)に係る第二十一条第五号の取組状況の評価のうち規則で定めるものが示す当該非住宅用途特定建築物等の環境への配慮のための措置に関する性能の評価を記載した書面(以下「環境性能評価書」という。)の作成方法その他の事項に関する基準(以下「評価書作成基準」という。)を定めるものとする。

3 (現行のとおり)

(特定マンションの環境性能の表示等)

第二十三条の三 (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

4 知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

第二十三条の三の二 (現行のとおり)

(環境性能評価書の作成等)

第二十三条の四 特定建築主又は特定建築物に係る第二十三条第一項の規定による工事の完了の届出を行った特定建築主(規則で定めるものに限る。以下「特定建築物工事完了届出者」という。)は、非住宅用途特定建築物等について、規則で定める日までの間、評価書作成基準に基づき環境性能評価書を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者に対し、売却、

第二十三条の二 (略)

2 知事は、規則で定める規模を超える特定建築物(以下「特別大規模特定建築物」という。)(住居の用に供する部分以外の規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。)及びその敷地(以下「特別大規模特定建築物等」という。)に係る第二十一条第五号の取組状況の評価のうち規則で定めるものが示す当該特別大規模特定建築物等の環境への配慮のための措置に関する性能の評価を記載した書面(以下「環境性能評価書」という。)の作成方法その他の事項に関する基準(以下「評価書作成基準」という。)を定めるものとする。

3 (略)

(特定マンションの環境性能の表示等)

第二十三条の三 (略)

2及び3 (略)

4 知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表することができる。

第二十三条の三の二 (略)

(環境性能評価書の作成等)

第二十三条の四 特別大規模特定建築物の新築等をしようとする特定建築主(以下「特別大規模特定建築主」という。)又は特別大規模特定建築物に係る第二十三条第一項の規定による工事の完了の届出を行った特別大規模特定建築主(規則で定めるものに限る。以下「特別大規模特定建築物工事完了届出者」という。)は、特別大規模特定建築物等について、規則で定める日までの

賃貸又は信託の受益権の譲渡をしようとする際に、環境性能評価書を交付しなければならない。ただし、規則で定める場合については交付を省略することができる。

一 非住宅用途特定建築物等の全部又は一部を売却する場合 買受人

二 非住宅用途特定建築物等の全部又は一部を賃貸する場合 賃借人

三 非住宅用途特定建築物等の全部又は一部に係る信託の受益権を譲渡する場合 譲受人

2 特定建築主又は特定建築物工事完了届出者は、前項の規定による環境性能評価書の交付を行ったときは、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に対して届け出なければならない。

(マンション環境性能及び環境性能評価書の説明)

第二十三条の五 (現行のとおり)

2 特定建築主又は特定建築物工事完了届出者は、環境性能評価書を交付するときは、前条第一項各号に掲げる者に対して、当該環境性能評価書の内容を説明するよう努めなければならない。

(マンション環境性能表示及び環境性能評価書の変更)

第二十三条の六 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

間、評価書作成基準に基づき環境性能評価書を作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者に対し、売却、賃貸又は信託の受益権の譲渡をしようとする際に、環境性能評価書を交付しなければならない。ただし、規則で定める場合については交付を省略することができる。

一 特別大規模特定建築物等の全部又は一部を売却する場合 買受人

二 特別大規模特定建築物等の全部又は一部を賃貸する場合 賃借人

三 特別大規模特定建築物等の全部又は一部に係る信託の受益権を譲渡する場合 譲受人

2 特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者は、前項の規定による環境性能評価書の交付を行ったときは、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に対して届け出なければならない。

(マンション環境性能及び環境性能評価書の説明)

第二十三条の五 (略)

2 特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者は、環境性能評価書を交付するときは、前条第一項各号に掲げる者に対して、当該環境性能評価書の内容を説明するよう努めなければならない。

(マンション環境性能表示及び環境性能評価書の変更)

第二十三条の六 (略)

2 (略)

3 知事は、前二項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

4 (現行のとおり)

5 特定建築主又は特定建築物工事完了届出者は、環境性能評価書を交付した後に、当該環境性能評価書の内容に変更が生じたときは、当該環境性能評価書を交付した者に、変更後の環境性能評価書の交付及び当該変更の内容の説明を行うよう努めなければならない。

(中小規模特定建築物における省エネルギー性能基準の順守)

第二十三条の七 特定供給事業者(建設請負事業者又は規格建築物を新築し、これを分譲し、若しくは賃貸することを業として行う者(以下これらを「建物供給事業者」という。))であつて、建物供給事業者が一年間に都内において新たに建設し、若しくは新築する当該規格に基づく規則で定める規模未満の建築物(規則で定める種類の建築物を除く。以下「中小規模特定建築物」という。))の延べ面積の合計が規則で定める値以上であるもの又は規則で定めるところにより申請を行ったもの(規則で定めるところにより知事から承認を受けたものに限る。)をいう。以下同

じ。)は、配慮指針で定めるところにより、当該中小規模特定建築物(規則で定める用途の部分に限る。次項において同じ。)について、規則で定める省エネルギー性能基準に適合するよう措置を講じなければならない。

2) 特定供給事業者は、当該中小規模特定建築物について、配慮指針で定める誘導すべき省エネルギー性能基準に適合するための措置を講じるよう努めなければならない。

3 知事は、第一項又は前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表することができる。

4 (略)

5 特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者は、環境性能評価書を交付した後に、当該環境性能評価書の内容に変更が生じたときは、当該環境性能評価書を交付した者に、変更後の環境性能評価書の交付及び当該変更の内容の説明を行うよう努めなければならない。

(新設)

(中小規模特定建築物等における再生可能エネルギー利用設備設置基準の順守)

第二十三条の八 特定供給事業者は、配慮指針で定めるところにより、当該中小規模特定建築物（規則で定める種類の建築物を除くことができる。次項において同じ。）及びその敷地について、規則で定める再生可能エネルギー利用設備設置基準に適合するよう措置を講じなければならない。

2| 特定供給事業者は、当該中小規模特定建築物及びその敷地について、配慮指針で定める誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準に適合するための措置を講じるよう努めなければならない。

(中小規模特定建築物等における電気自動車充電設備整備基準の順守)

第二十三条の九 特定供給事業者は、配慮指針で定めるところにより、当該中小規模特定建築物及びその敷地（以下「中小規模特定建築物等」という。）について、規則で定める電気自動車充電設備整備基準に適合するよう措置を講じなければならない。

2| 特定供給事業者は、当該中小規模特定建築物等について、配慮指針で定める誘導すべき電気自動車充電設備整備基準に適合するための措置を講じるよう努めなければならない。

(中小規模特定建築物等に係る措置に関する説明等)

第二十三条の十 特定供給事業者は、中小規模特定建築物等に係るエネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換並びに電気自動車充電設備の整備に係る措置に関して、当該中小規模特定建築物の新築をしようとする者又は当該中小規模特定建築物

(新設)

(新設)

(新設)

の購入若しくは賃借をしようとする者（規則で定める者に限る。次項において同じ。）に対し、規則で定める事項を、規則で定めるところにより書面（電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を交付し、説明しなければならない。

2| 建物供給事業者（特定供給事業者を除く。）は、前項に規定する措置に関して、当該中小規模特定建築物の新築をしようとする者又は当該中小規模特定建築物の購入若しくは賃借をしようとする者に対し、規則で定める事項を、規則で定めるところにより書面を交付し、説明するよう努めなければならない。

3| 前二項の規定による説明をした者は、当該説明において交付した書面の写しを規則で定める日まで保管しなければならない。

（建築物環境報告書の作成等）

第二十三条の十一 特定供給事業者は、毎年度、新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物等について、次に掲げる事項を記載した環境への配慮のための措置についての報告書（以下「建築物環境報告書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

一 建物供給事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 都内において新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物の延べ面積の合計

三 第二十三条の七第一項及び第二項の規定による省エネルギー性能基準に対する適合状況

四 第二十三条の八第一項及び第二項の規定による再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況

（新設）

五 第二十三条の九第一項及び第二項の規定による電気自動車充電設備整備基準に対する適合状況

六 前条第一項の規定による説明の実施状況

七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2| 知事は、前項の規定による建築物環境報告書の提出を受けたときは、同項各号に掲げる事項の状況について調査することができる。

3| 特定供給事業者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

4| 特定供給事業者は、第一項の規定による建築物環境報告書に係る中小規模特定建築物等について、規則で定める書類等を規則で定める日まで保管しなければならない。

(建築物環境報告書の任意提出)

第二十三条の十二 建物供給事業者（特定供給事業者を除く。）は、規則で定めるところにより、前条第一項の建築物環境報告書を作成し、知事に提出することができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第六号中「前条第一項」とあるのは「前条第二項」とする。

2| 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により建築物環境報告書を提出する者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、同条第三項中「特定供給事業者」とあるのは「建物供給事業者（特定供給事業者を除く。）」と、同条第四項中「特定供給事業者」とあるのは「建物供給事業者（特定供給事業者を除く。）」と、「第一項」とあるのは「次

(新設)

条第一項」と読み替えるものとする。

(建築物環境報告書の公表)

第二十三条の十三 知事は、第二十三条の十一第一項又は前条第一項の規定による建築物環境報告書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、規則で定める事項を公表するものとする。

(指導及び助言)

第二十四条 知事は、建築主に対し、当該建築物等について第二十条(第二十一条の二第二項で準用する場合を含む。)に規定する措置の確な実施を確保するため必要があるときは、環境への配慮のための措置について必要な指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、マンション建築主、特定マンション建築主、マンション環境性能表示建築主又はマンション販売等受託者に対し、そのマンションについて第二十三条の三第一項若しくは第二項(第二十三条の三の二第二項で準用する場合を含む。)、第二十三条の三の二第一項、第二十三条の五第一項又は第二十三条の六第四項に規定する措置の確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該マンション及びその敷地に係るマンション環境性能表示の表示又はマンション環境性能の内容の説明に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

3 知事は、特定建築主又は特定供給事業者に対し、その特定建築物等又は中小規模特定建築物等について第二十条の二から第二十条の四まで、第二十三条の七第一項、第二十三条の八第一項又は第二十三条の九第一項に規定する措置の確な実施を確保するた

(新設)

(指導及び助言)

第二十四条 知事は、建築主に対し、当該建築物等について第二十条(第二十一条の二第二項で準用する場合を含む。)又は第二十条の二(第二十一条の二第二項で準用する場合を含む。)に規定する措置の確な実施を確保するため必要があると認めるときは、環境への配慮のための措置及び再生可能エネルギーの利用に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、マンション建築主、特定マンション建築主、マンション環境性能表示建築主又はマンション販売等受託者に対し、そのマンションについて第二十三条の三第一項若しくは第二項(第二十三条の三の二第二項で準用する場合を含む。)、第二十三条の三の二第一項、第二十三条の五第一項又は前条第四項に規定する措置の確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該マンション及びその敷地に係るマンション環境性能表示の表示又はマンション環境性能の内容の説明に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

3 知事は、特定建築主に対し、その特定建築物について第二十条の三に規定する措置の確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該特定建築物の省エネルギー性能基準への適合に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

め必要があると認めるときは、当該特定建築物等又は中小規模特定建築物等の省エネルギー性能基準、再生可能エネルギー利用設備設置基準又は電気自動車充電設備整備基準への適合に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

4 知事は、特定建築主又は特定建築物工事完了届出者に対し、その非住宅用途特定建築物等について第二十三条の四第一項、第二十三条の五第二項又は第二十三条の六第五項に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、環境性能評価書の作成若しくは交付又は内容の説明に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

5 知事は、建物供給事業者に対し、中小規模特定建築物等について第二十三条の十各項に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該中小規模特定建築物等におけるエネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換並びに電気自動車充電設備の整備に係る措置に関する説明等に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第二十五条 知事は、建築物環境計画書若しくは建築物環境報告書の提出を行うべき者又は第二十二條第一項若しくは第二項、第二十三條第一項、第二十三條の三第三項(第二十三條の三の二第二項で準用する場合を含む。)、第二十三條の四第二項若しくは第二十三條の六第一項若しくは第二項の規定による届出を行うべき者が、正当な理由なく、建築物環境計画書若しくは建築物環境報告書の提出又は当該届出を行わない場合は、その者に対し、相当の期間を定めて、当該建築物環境計画書若しくは建築物環境報告

4 知事は、特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者に対し、その特別大規模特定建築物等について第二十三条の四第一項、第二十三条の五第二項又は前条第五項に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、環境性能評価書の作成若しくは交付又は内容の説明に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

(新設)

(勧告)

第二十五条 知事は、建築物環境計画書の提出を行うべき者又は第二十二條第一項若しくは第二項、第二十三條第一項、第二十三條の三第三項(第二十三條の三の二第二項で準用する場合を含む。)、第二十三條の四第二項若しくは第二十三條の六第一項若しくは第二項の規定による届出を行うべき者が、正当な理由なく、建築物環境計画書の提出又は当該届出を行わない場合は、その者に対し、相当の期間を定めて、当該建築物環境計画書の提出又は当該届出を行うことを勧告することができる。

書の提出又は当該届出を行うことを勧告することができる。

2及び3 (現行のとおり)

4 知事は、特定建築主又は特定供給事業者が、正当な理由なく前条第三項の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第二十条の二から第二十条の四まで、第二十三条の七第一項、第二十三条の八第一項又は第二十三条の九第一項に規定する措置が省エネルギー性能基準、再生可能エネルギー利用設備設置基準又は電気自動車充電設備整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定建築主又は特定供給事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5 知事は、特定建築主又は特定建築物工事了届出者が、正当な理由なく前条第四項の規定による指導及び助言（第二十三条の四第一項に規定する措置に係るものに限る。）に従わず、かつ、第二十三条の四第一項の規定による交付を行わないとき又は交付する環境性能評価書が評価書作成基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定建築主又は特定建築物工事了届出者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 知事は、建物供給事業者が、正当な理由なく前条第五項の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第二十三条の十第一項及び第三項の規定による説明等が著しく不十分であると認めるときは、当該建物供給事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第二十五条の二から第百五十二条の二まで (現行のとおり)

(立入調査)

2及び3 (略)

4 知事は、特定建築主が、正当な理由なく前条第三項の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第二十条の三に規定する措置が省エネルギー性能基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定建築主に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5 知事は、特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事了届出者が、正当な理由なく前条第四項の規定による指導及び助言（第二十三条の四第一項に規定する措置に係るものに限る。）に従わず、かつ、第二十三条の四第一項の規定による交付を行わないとき又は交付する環境性能評価書が評価書作成基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事了届出者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(新設)

第二十五条の二から第百五十二条の二まで (略)

(立入調査)

第百五十三条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 知事は、第二十四条、第二十五条及び第百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、建築主、特定建築物工事完了届出者、マンション販売等受託者又は建物供給事業者の同意を得て、その建築物等、事務所その他の場所に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置、当該特定建築物等若しくは中小規模特定建築物等における省エネルギー性能基準、再生可能エネルギー利用設備設置基準若しくは電気自動車充電設備整備基準に適合するための措置、マンション環境性能表示の表示、環境性能評価書の交付又はエネルギーの使用の合理化等に係る措置に関する説明等の実施状況について調査させることができる。

4及び5 (現行のとおり)

第百五十四条 (現行のとおり)

(報告の徴収)

第百五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、温室効果ガス排出事業者、口座名義人、登録検証機関、特定エネルギー供給事業者、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、エネルギー利用に係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、エネルギー供給受入者、熱供給の受入検討建築主等、建築主、特定建築物工事完了届出者、マンション販売等受託者、建物供給事業者、特定家庭用機器販売事業者又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。

第百五十三条 (略)

2 (略)

3 知事は、第二十四条、第二十五条及び第百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者又はマンション販売等受託者の同意を得て、その建築物等、事務所その他の場所に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置、マンション環境性能表示の表示又は環境性能評価書の交付の実施状況について調査させることができる。

4及び5 (略)

第百五十四条 (略)

(報告の徴収)

第百五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、温室効果ガス排出事業者、口座名義人、登録検証機関、特定エネルギー供給事業者、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、エネルギー利用に係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、エネルギー供給受入者、熱供給の受入検討建築主等、建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者、マンション販売等受託者、特定家庭用機器販売事業者又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。

<p>2 (現行のとおり)</p> <p>第二百五十六条から第六十五条まで (現行のとおり)</p> <p>別表第一から別表第十三まで (現行のとおり)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第二百五十六条から第六十五条まで (略)</p> <p>別表第一から別表第十三まで (略)</p>
--	---